

海野福寿編『日韓協約と韓国併合-朝鮮植民地支配の 合法性を問う』

メタデータ	言語: jpn 出版者: 駿台史学会 公開日: 2012-06-23 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 小川原, 宏幸 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/13392

海野福寿編

『日韓協約と韓国併合——朝鮮

植民地支配の合法性を問う』

小川原 宏 幸

一九九二年一月の第八回交渉をもって中断していた朝鮮民主主義人民共和国（以下、共和国と略記）との国交正常化交渉再開のための予備会談の開催が伝えられている。再開されれば約三年ぶりの交渉ということになる。

一九九一年一月に始まった交渉での日朝双方の対立点は、共和国の管轄権の範囲や「韓国併合条約」の効力などの基本問題をはじめ賠償・補償問題、核兵器開発問題などであったが、とりわけ日本の朝鮮支配をめぐる歴史的規定が争点となった。第一回交渉の冒頭、共和国政府代表団团长・田仁徹は、①日本の公式謝罪の内容を外交関係を結ぶ

際の公式書類に明記する、②日本は一九一〇年の「韓日合併条約」（韓国併合条約）などが不法かつ無効であったと宣言する、③補償問題を解決するうえで、交戦国間の賠償形態と財産請求権をともに適用する、④戦後四五年の被害と損失に対しても補償する、という要求を提示した（『朝日新聞』一九九一・一・三二）。②に従えば、韓国併合条約は当初から無効すなわち不存在であり、したがって日本の朝鮮支配は植民地支配とは規定できず単に「強占」（強制占領）であったため、③のように、日本の対朝補償は戦争賠償を含むものでなければならぬということになる。これに対し日本側代表首席・中平立は、「日本と北朝鮮は戦争状態になかった。従って賠償、補償を行うことは到底受け入れられない。」（同右 一九九一・一・三〇）と反論し、両者は厳しく対立した。「入り口議論」ともいわれるこの歴史的規定の問題において両者の隔たりは大きく、交渉が再開されても難航が予想される。

日本の朝鮮支配の歴史的規定を大きく左右する「韓国併合条約」をはじめとした日韓旧条約の有効性が問われたのは、この日朝交渉がはじめてではない。一九五二年から六五年にかけて行われた日韓交渉においても、この問題は最

大の係争点であった。「韓国併合条約」を「有効に締結され、四八年の大韓民国独立で失効した」とする日本側と「当初から無効」とする韓国側が激しく対立し、結局、六五年締結の「日韓基本条約」上で「もはや無効であることが確認される」(第二条)という、旧条約の有効性の範囲の明言を避ける国際法上極めて異例の表現で妥協が図られた経緯がある。同条約締結三〇周年を迎えた昨年、韓国では、「正しい歴史のための民族会議」という市民団体が韓国外務省あてに条約見直しを求めた建議書を提出したり(同右 一九五・六・二三)、超党派の国会議員が、条約を破棄し、日本の植民地支配などを明記した新条約の締結を要求する決議を国会で採択することを求めた建議書を提出し(同右 一九九五・七・一七)、「日韓基本条約」の見直しを求める国会決議採択への準備が進められた。

このように、韓国・共和国ともに「韓国併合条約」をはじめとする日韓旧条約を無効とする立場に立ち、朝鮮支配に対する日本の責任をあらためて問いかけてきているという現状がある。このような状況の下で、「朝鮮植民地支配の合法性を問う」という副題を持つ本書が日・朝・韓の歴史研究者の共同作業の成果として編まれたことは機宜を得

たものといえよう。本書の構成は次の通りである。

- I 海野福寿 研究の現状と問題点
- II 金吉信 すべての旧「条約」は不法、無効な虚偽文書
- III 琴秉洞 乙巳保護条約の強制調印と問題点
- IV 尹炳奭 乙巳五条約の新考察
- V 金基奭 光武帝の主権守護外交・一九〇五―一九〇七年 — 乙巳勅約の無効宣言を中心に —

VI 李泰鎮 統監府の大韓帝国宝印奪取と皇帝署名の偽造
VII 海野福寿 韓国保護条約について

本書は、「あとがき」によれば、右の執筆者の共同研究の成果ではなく、金吉信論文、尹炳奭論文が既発表論文の翻訳であるほかは、それぞれの執筆者がすでに発表した論文あるいは口頭発表を全面的に書き改めたものである(三九七頁)。そのため叙述に重複したところもあるが、基本的な論調は、「一九〇五年「第二次日韓協約」の強制調印は、国際法に違反する不当なものである、とみなす点で本書執筆者は一致している」(一九―二〇頁)と編者の海野氏が述べるとおりである。しかし海野氏自身は、別著「韓国併合」(岩波新書)、「日朝交渉と朝鮮植民地支配の責任」(歴史学研究会編『戦後五〇年をどう見るか』所収)で「第二

次日韓協約」や「韓国併合条約」が「形式的適法性を有していた」としており、違法・無効論に立つ他の執筆者とは一線を画した立場に立っていることを指摘しておきたい。

日本が大韓帝国の主権を篡奪した諸条約の中で、「第二次日韓協約（乙巳条約）」（一九〇五年一月一七日調印）は国家が国際法上の主体であることを示す外交権を奪った条約であり、この条約によって韓国は日本の保護国となった。同条約の締結は、朝鮮を実質的な植民地におとしめただばかりか、ついには完全占領の併合条約にいたる法的な基礎をつくったといえる。それゆえ、もし「第一次日韓協約」が当初から無効であるとすれば、同条約にもとづいた韓国保護国制（統監制）はなかつたのであり、それを前提にして締結された「韓国併合条約」もまた無効ということに論理的に帰結せざるをえない。さらに朝鮮植民地領有もまた無効であるから、一九〇五年以降一九四五年解放にいたるまでの四一年間の日本の朝鮮支配は、合法的な植民地支配ではなく、たんなる軍事占領、強占ということになる。とすればその間、統監府あるいは総督府により行われた施政は、従来いわれてきたような植民地統治ではなく、占領地行政による一時的統治と規定される（二〇頁）。つまり「第

二次日韓協約」無効論は、単に一条約の有効性の問題にとどまらず、日本による朝鮮支配の規定を根底から揺るがしかねない問題であり、「いずれにしても、保護条約、併合条約の不当性を論じてきた私たちは、その帰結として日本の朝鮮支配の歴史的規定をいかにすべしか、という大問題を抱えこんでしまった」（二二頁）と海野氏が述べたように、根幹的な部分から日本の朝鮮支配の定義に再検討を迫りかねない議論なのである。

次に本書の内容を見ていくが、各論文に個別に論評を加えることは限られた紙面では不可能であるため、ここでは日韓旧条約無効論に関して、いくつか問題点を指摘したい。日韓旧条約無効論において、保護条約である「第二次日韓協約」締結をめくり、次の二点がその論拠として掲げられている。第一点は、この条約調印が日本の脅迫により強制されたものであるということ。第二点は、同条約の条約としての法手続き上の不備・欠格というものである。

まず強制による条約無効論に関してふれたい。「第二次日韓協約」の締結の経過及び調印時における日本の強制行為については、各執筆者がふれている（四〇・二五〇・二七・四三〇・五三〇・九〇・一一八・一四三〇・一四五頁）

ところであり、ここでは繰り返さないが、問題は、その強制・脅迫を国家に対する強制と見るか、それとも国家を代表する個人に対する強制と見るかである。というのも、

「第二次日韓協約」締結当時、すなわち「無差別戦争観」

時代の国際法では、国家の代表個人に対する強制の結果結ばれた条約は不法・無効とされていたが、国家に対する強制は合法・有効とされていたからである。この点から、無効論を主張する執筆者の多くは、「第二次日韓協約」締結時の強制を無効原因となる個人に対する脅迫に該当する、としている。しかし、たとえ国際法学が理論として国家に対する強制と国家代表に対する強制とを明確に弁別したとしても、個別具体的な適用において、はたして国家代表者に対する強制と国家それ自体に対する強制が截然と区別しうるのか、という坂元氏の指摘も考慮されなければならぬであろう。^①

強制による条約無効論は、国際法史上では、一九六三年の国連国際法委員会のウォルドック報告書において、国家代表者に対する強制による無効条約の一事例として、「第二次日韓協約」がとりあげられた(三八・二一一・二三二頁)。ところが、この報告は歴史的な検討がなされたうえ

での結論ではなく、坂元氏によれば、一九三五年のハーヴァード草案に依拠したに過ぎず、同草案もまた一九〇六年のフランシス・レイ論文「韓国の国際状況」を参考文献として引用したにとどまる、という。つまり歴史的には、

国際法的見地からの「第二次日韓協約」の有効性の検討はレイ論文でしかなされていないことになる。しかし同論文には、彼が調印直後の新聞報道から解した、「条約が調印された特殊な状況から、「第二次日韓協約」の無効を断言すること」をためらわぬ、^②という一文が記されているに過ぎない。そうだとすれば、国際法学における「第二次日韓協約」の検討はまだまだ不十分といわざるをえない。有効か無効かという判断はすぐれて法律的判断を要する問題であるので、歴史学としては、事実認定による判断材料の提供に努めつつ、国際法学による徹底的な究明を待ちたい。

次に、形式からの無効論についてみてみたい。これは「第二次日韓協約」の形式あるいは手続き上に欠陥があり、条約としての慣習法的条件を満たしていないというものであり、一九九二年五月一二日に韓国の新聞が「第二次日韓協約」正本に皇帝の署名捺印がなく、調印者の朴齊純外相に対する全権委任状もない欠格文書であることを報じて以来

クローズ・アップした問題である(二二頁)。新聞報道には、
条約正本には国家元首の署名捺印が不可欠とする初歩的な
誤解があつたようであり(二三頁)、本書でもこれをうけ

た記述がある(二九・三八頁)。しかしながら国家元首の
署名捺印は条約書正本ではなく批准書でなされるものであ
るから、これ以上議論する必要はあるまい。ここでは、条
約締結権を持つ高宗皇帝が批准しなかつた、とする史料の
考証の問題点について述べよう。論者は「第二次日韓協約」
には外交文書としての批准書がないことを指摘する(二
八・六一・一三三頁)。しかし全ての条約に批准書が必要
かといえ、そうではなく、いわゆる批准条約の場合にの
み批准書が交換されるのであり、「第二次日韓協約」は批
准条約の形をとらなかつたから批准書がないのは当然であ
る(一三三・一六頁)。したがつて批准書がないことをもつ
て皇帝が条約に同意しなかつたことの証拠とすることは誤
りといわねばならない。論証すべきは、韓国の国内法にも
とづく条約の批准、つまり皇帝の裁可を示す文書の有無で
なければならぬである。たとえば、一九〇四年「日
韓議定書」あるいは同年「第一次日韓協約」の場合と、
「第二次日韓協約」の場合などに、皇帝の裁可がどのよう

になされ、またなされていないのかということである。し
かしそのような分析志向は見られず、今後課題とされるべ
き問題である。

高宗皇帝が「第二次日韓協約」の締結に同意しなかつた
ことは、金基奭論文で明らかにされているとおりである。
金基奭氏は、コロンビア大学貴重図書・手稿図書館の「金
龍中文庫」などの海外史料により、従来とかくハーグ密使
にのみ注目されがちであつた皇帝の数次にわたる密使派遣
による対日「主権守護外交」の全貌を詳細に明らかにした。
皇帝は、密使に託した国書あるいは親書の中で自ら終始一
貫して協約を認准しなかつたことを強調する。論者はこの
ことをもつて高宗皇帝が批准を拒否したことの証拠とする
(一三三・二二九頁)。しかし、一九〇五年一月一七日
の「第二次日韓協約」締結時における、皇帝の次の言動の
意味がクリアされなければならない。その一つは、一七日
夜、御前会議を開かせ一挙に調印にもつていこうとして参
内した伊藤博文特派大使に対して、皇帝は病気を理由に謁
見を拒否しながら、諸大臣との協議を命ずる勅諭を与えた
ことである(九・四七・五〇・五二・一一四頁)。このこ
とは、たとえ皇帝が精神的脅迫下にあつたにせよ、大臣と

伊藤との交渉を認めたといえまいか。もう一つは、伊藤の巧妙なリードによって進められた閣僚会議の結果、伊藤によって「第二次日韓協約」受諾は「賛成多数」とみなされたが、その「多数決」の結果を宮相を通じて上奏したとき、

皇帝は保護権設定の期限を記するよう修正を求めた。これを受けて伊藤は、直ちに前文に「韓国ノ富強ノ実ヲ認ムルニ至ル迄」という文言を挿入した。この皇帝の修正意見という行為は、皇帝がその時点では条約受諾を大意としては認めたことを意味しないだろうか。このような皇帝の行為を指して、尹炳奭氏は、「専制君主制下の国王として光武皇帝の責任は免罪されない」（一一八頁）とし、無批判に皇帝を高く評価する金基奭氏とは異なる評価をしている。

また「第二次日韓協約」は、「韓日協商条約」として二月一六日韓国『官報』に公示された。そこに日本の強制力が働いたことは容易に推測できるが、それにもかかわらず、この事実をもって形式的には同条約が国内で成立したと解される。公示は条約締結権者の皇帝の裁可を意味するからである。『官報』掲載にあたって皇帝裁可がどのようににされ、またされなかったのかを明らかにしなくてはなるまい。いづれにせよ、自説に不都合な史実を回避・無視するのは科

学的な姿勢ではない。反証と思われる事実でも正面から取り上げ、位置づけていくことで自説は強固になっていくはずである。今後の研究の進展を待ちたい。

李泰鎮論文は、奎章閣文庫所蔵文書を駆使し、一九〇七年「第三次日韓協約」を通じてなされた、統監府による公文書決裁線掌握の経過および具体的構造を詳細に述べている。それは、国璽・御璽を奪取し、統監府文書職員らによって皇帝の署名が偽造されるというおぞましいものであり、大韓帝国の各種法令および行政処分に関する最終決裁線を統監が事実上掌握していくという「犯罪行為」であった。この新事実が日本の朝鮮侵略の不当性を論証するものであり、同論文は、日本において体系的な研究が絶対的に不足している、「第二次日韓協約」と「韓国併合条約」間の日本の朝鮮支配・統監統治の実相の一面を明らかにする研究として重要な意味をもつといえる。しかしながら、韓国内政権侵奪のための国璽・御璽奪取、皇帝署名偽造という「犯罪行為」をもって直ちに「一九一〇年以降の日本の植民地支配は、結局、完全な不法強占であることは明白」（三一六頁）とするのは論理的飛躍ではないだろうか。

VIIの海野論文は、韓国の保護国化から併合に至る過程を

考察したものである。「第二次日韓協約」の締結による保護権設定は、日本がことあるごとに唱えてきた朝鮮・韓国の独立尊重・保障と、保護関係が両立、整合するののかという問題を噴出させた。この矛盾追及は、旧韓末の主権回復運動である義兵闘争が大義名分としたものであった。またフランシス・レイが論文の中で論点としたのも実はこの問題である。本書の各執筆者はレイ論文のほんの一文である強制による無効論にばかり注目し、レイが主眼としたこの問題にはほとんど言及していない。前述したとおり「第二次日韓協約」に国際法学的検討を加えた唯一の論文といえるレイ論文を、歴史的にどう位置づけるかという問題がある。

また、保護条約と併合条約も相反する対立概念を含んでいるため、この矛盾解決策として、韓国皇帝が統治権讓与を申し出、それを天皇が受諾し併合する、という「合意」の形式による「任意的併合」の形をとらざるを得なかったことを海野氏は指摘し、これは「併合が正当な理由をもたないからこそ創作したシナリオ」（三七八頁）であったと結んでいる。「任意的併合」とは国際法上の規定で、「強制的併合」に対応するが、「任意的併合」説に立つ海野氏は、Iの論文の中でも、国際法学者の阿部浩己氏の「征服によ

る領域取得の法理」による「強制的併合」説に対して、「保護を与える国である日本が、被保護国である韓国を武力的に「征服」し、「強制的併合」を行うことが論理的に可能であろうか」という疑問を呈し、これを批判している（二二頁）。確かに一理ある説明であるが、事実上韓国を軍事占領していた日本が、なぜ韓国と交戦し「征服」することを避けたかという問題は、当時の日本の財政問題や国際関係の面とも併せて考察されるべきものである。

以上、本書が提起したいくつかの問題点を取り上げ論評してきた。日韓旧諸条約の効力を結論づけるには国際法学、歴史学ともにさらに精緻な分析が必要であろう。だが、本書の各論文が示した、日本の朝鮮侵略の具体的事実の分析は、歴史学の新たな成果であるとともに、それがいかに不当なものであるかを明らかにするものである。そこから、たとえそれらの行為が法律的に違反していなくとも、それが正当であることを少しも意味するものではないことが理解できよう。これに関連して編者の海野氏は、前掲論文の中で「合法的」侵略の「犯罪性」について次のような課題を指摘する。「合法・不当」こそ近代帝国主義の随伴者であり、われわれが侵略と支配に決別するためには、近代が

たどった「合法・不当」の歴史を明らかにすると同時に、現在の「合法・不当」を許さない闘いを展開すべきである、と。合法であるということは、正当であるということを必ずしも意味するものではなく、むしろ合法の名の下に行われる不当な行為こそ追及されなくてはならないのである。逆の一例をあげるなら、先述したとおり義兵闘争は日本が従来の日韓間条約で保障していた朝鮮の独立を「第二次日韓協約」によって反古にしたことを責めたものであった。

このような訴えは、「後法は前法を廃する」の原則によって法律学的には歯牙にもかけられないであろう。しかし、だからといってそのことは義兵闘争の歴史的意義を少しも損なうものではない。法律学的解釈とは別次元で、事実認定の中から日本の不当な侵略行為をどうとらえ、どう責任をとるのかという五〇年間無視され続けてきた課題が残されている。

誤解を恐れずに私見を述べるなら、補償問題を考えたときに、当時の帝国主義国間の取り決めであった国際法に照らしてその条約が有効か無効かなどという議論はあまり意味がないのではないか。合法性を楯に、国家無問責の原則によって補償を回避するべきではないと考えるからであ

る。日本は朝鮮に対して不当な行為を与え続けたという道義的な点をもつて補償を行うべきであろう。もし国家無問責の原則が適用されるならば、法的には補償義務のない日本国民には遺族等援護法などに基づいて補償を行い続けているのであるから。日韓旧条約は合法であったとしてはおかむりし、補償を拒否することは、われわれ現在の日本人の道義的責任を厳しく追及するものであるといえよう。

これらのことをふまえ、韓国・共和国から提起されている、日本の朝鮮支配の責任問題を率直に受け止め、真摯に検討し、応えていかなければならないと、切に感じている。なお、本書の一部と重複するが、一九九五年八月、李泰鎮編『日本の大韓帝国強占―保護条約から併合条約まで―』（일본의 對 대한 제국 강점）がソウル・カチ社から刊行されたことを付言しておく。

▲明石書店・一九九五年六月刊・A五判・三九七頁・六〇〇〇円▽

(1) 坂元茂樹「日韓保護条約の効力―強制による条約の観点から―」（『関西大学 法学論集』第四四卷四 五合併号）氏は論文中で次のように述べている。「国際法は、確かに、国家それ自体への強制として国家元首や大臣という職務

上の機関に加える強制の法的効果と、個人としての彼らに対する強制のそれとを区別していたが、日韓保護条約のような事例への具体的適用を考えた場合に、十分な区別の基準を提供していたかどうかいささか疑問が残る。

(2) フランシス・レイ「韓国の国際状況」海野福寿解説
日本の戦争責任センター訳（日本の戦争責任センター）季刊戦争責任研究』一〇号

(3) 海野福寿「日朝交渉と朝鮮植民地支配の責任」（歴史学研究会編『戦後五〇年をどう見るか』青木書店 一九九五年）一二五頁

（明治大学大学院博士前期課程在籍）